

様式第一号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

貸借対照表

(令和2年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,847,184	I 流動負債	988,422
現金及び預金	1,154,515	買掛金	12,797
事業未収金	721,767	短期借入金	234,000
たな卸資産	9,964	一年以内返済予定長期借入金	391,584
その他の流動資産	5,793	リース債務	25,674
貸倒引当金	△ 44,856	未払金	101,577
		未払法人税等	57,208
II 固定資産	5,415,774	未払消費税等	3,119
1 有形固定資産	5,235,624	賞与引当金	89,270
建物	4,063,703	預り金	14,701
構築物	224,057	その他の流動負債	58,489
その他の器械備品	32,268		
車両運搬具	197	II 固定負債	5,649,393
土地	612,566	長期借入金	5,466,076
リース資産	67,417	リース債務	43,615
建設仮勘定	234,411	退職給付引当金	138,701
その他の有形固定資産	1,000	その他の固定負債	1,000
2 無形固定資産	44,663		
借地権	41,892	負債合計	6,637,815
ソフトウェア	1,639		
その他の無形固定資産	1,131	純資産の部	
3 その他の資産	135,486	科目	金額
長期前払費用	25,244	I 出資金	20,000
繰延税金資産	72,358	II 積立金	605,143
その他の固定資産	37,883	繰越利益積立金	605,143
資産合計	7,262,959	純資産合計	625,143
		負債・純資産合計	7,262,959

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号 8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

損 益 計 算 書
(自 平成 31年 4月 1日 至 令和2年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,223,148
2 事業費用		
(1) 事業費	3,854,526	3,854,526
本来業務事業利益		368,622
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		188,980
2 事業費用		214,893
附帯業務事業損失		25,913
事業利益		342,708
II 事業外収益		
受取利息	51	
その他の事業外収益	30,295	30,346
III 事業外費用		
支払利息	88,284	
その他の事業外費用	17,014	105,298
経常利益		267,756
税引前当期純利益		267,756
法人税・住民税及び事業税	76,848	
法人税等調整額	△ 5,204	71,644
当期純利益		196,112

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～29年
構築物	8～40年
その他器械備品	5～8年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

5 補助金等の会計処理の方法

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用しております。なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上することとしております。

6 担保に供されている資産に関する事項

担保提供資産	土地	609,666 千円
	建物	4,063,703 千円
担保に係る債務	短期借入金	234,000 千円
	一年内返済予定長期借入金	391,584 千円
	長期借入金	5,466,076 千円

7 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の 内容	関連当事者 との関係
当該医療法人の役員が議決権の過半数を占めている法人	(株)クリエイティブ	静岡県 富士市	2,540,794	給食業務	給食業務の 委託

取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
給食業務の委託	490,737	未払金	45,958

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

給食業務の委託に関する取引価格については市場価格を勘案して合理的に決定しています。

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

- (1) 減価償却累計額 3,729,318 千円
- (2) 固定資産圧縮額 167,404 千円
- (3) 税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	37,740 千円
賞与引当金	24,290 千円
貸倒引当金	10,327 千円
繰延税金資産合計	<u>72,358 千円</u>

様式第三号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

		8	4	2
--	--	---	---	---

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

財 産 目 録

(令和2年3月31日現在)

1. 資	産	額	7,262,959 千円
2. 負	債	額	6,637,815 千円
3. 純	資	産 額	625,143 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,847,184
B 固 定 資 産	5,415,774
C 資 産 合 計 (A+B)	7,262,959
D 負 債 合 計	6,637,815
E 純 資 産 (C-D)	625,143

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式第四号

法人名 医療法人社団静寿会
 所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

※医療法人整理番号		8	4	2
-----------	--	---	---	---

純資産変動計算書
 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

	出資金	積立金		純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	
平成31年3月31日 残高	20,000	409,031	409,031	429,031
会計年度中の変動額				
当期純利益	0	196,112	196,112	196,112
会計年度中の変動額合計	0	196,112	196,112	196,112
令和2年3月31日 残高	20,000	605,143	605,143	625,143

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。